

午前10時21分 開会

【福本委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議長 挨拶

1 議会運営について

(1) 一般質問者数の割り振りについて

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局長】 一般質問者数の割り振りについてであるが、今定例会では、24名の議員の質問が予定されている。12月12日、金曜日8名、15日、月曜日8名、16日、火曜日8名の割り振りを予定している。

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

全員了承

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

2 決議(案)について(資料1)

(1) 委員会決定によるもの

①年末年始における航空機の飛行自粛を求める決議(案)

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 お手元に配付のとおり1件の決議(案)が提出されている。(1)－①は12月3日の基地政策特別委員会で決議する旨が合意されたことに基づいて提出されたものである。

【福本委員長】 各委員から、意見等はあるか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【福本委員長】 今後の流れについて、事務局に説明を求める。

【議事係長】 本日は、各会派にお持ち帰りいただき、次回12月17日(水)の本委員会で内容、提出者等をまとめ上げていただくことになるので、御承知おき願う。

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

全員了承

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いします。

3 市側からの申入れについて（12月定例会常任委員会での発言への対応について）

（1）委員会質疑の域を超えたハラスメントの可能性のある質疑について（資料2-1、2-2）

【福本委員長】 本件については、先ほどの各派代表者会で議長から説明があり、12月5日付で市長から議長に対して文書により公式に申入れがあったものである。まず初めに、文書を事務局に朗読させる。

【事務局次長】 資料2-1を御覧いただきたい。それでは朗読する。

（資料2-1を朗読）

【福本委員長】 内容は事務局から朗読させたとおりであり、適切な対応を行っていただきたいと市長から求められている。各派代表者会における議長の発言として、『パワーハラスメントを絶対に許してはならない』、『ハラスメントは人権に関わる許されない行為』、『パワーハラスメントを黙認することは同罪である』との極めて重要な発言があり、今回の事態を非常に重く受け止めているとの発言があったことは、既に各会派の代表者から周知されているものと思う。正副議長と本委員会の正副委員長は、本件に関連すると思われる総務常任委員会と、こども教育常任委員会の録音の音声をそれぞれで既に聞き取っており、市長から指摘を受けた（1）から（3）の3点については、四者の共通の思いとして極めて深刻に受け止めている。議長からは、市長からの申入れを文書で公式に受けたので、議会側からも文書で速やかに回答したい旨の説明があり、また、内容が常任委員会での発言のことであるため、本委員会で協議していただきたいと依頼されているので、本委員会で、申入れの（1）から（3）まで順に協議をさせていただくものである。なお、皆様御記憶のとおり、先月の11月5日に、欠席者1名を除く27名の議員で『議員のコンプライアンス』をテーマとして、『議員ハラスメント防止研修』を受講したばかりである。申し上げるまでもなく、この研修は毎年一回、議員によるハラスメントを防止するために実施しているものであり、その直後にもかかわらず、このような申入れを市長から受けたこと自体が、議長と同じく、委員長としても、大変ゆゆしき事態であると言わざるを得ない。本件は、市長からの文書による公式の申入れで、議会としての対応を求められている内容であり、議長からは、本委員会で協議を経て、文書で市長に回答するとされている極めて深刻な案件である。このことから、本件については丁寧に協議を進めたいと委員長として考えており、直ちに協議に入るのではなく、委員長として懸念しているいくつかの事項について、事前にこの場で整理させていただいてから、協議に入らせていただくことを御理解願いたい。まずは、委員長として、基本的事項ではあるが、改めてパワーハラスメントの定義等について事務局から説明させる。

【事務局次長】 資料2-2を御覧いただきたい。厚生労働省が発行している「職場におけるハラスメント対策パンフレット」の抜粋である。1ページをお開きいただきたい。委員長の指示により、「はじめに」、の一番上の本文を読み上げる。「職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。」次に2ページをお開きいただき、中段を御覧いただきたい。パワハラ3要素を読み上げさせていただく。職場におけるパワーハラスメントは、「①、優越的な関係を背景とした言動であって、②、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③、労働者の就業環境が害されるものであり、1から3までの3つの要素を全て満たすものをいいます。」次に4ページを御覧

いただきたい。パワーハラスメントの6つの類型である。「(1)、身体的な攻撃、(2)、精神的な攻撃、(3)、人間関係からの切り離し、(4)、過大な要求、(5)、過小な要求、(6)、個の侵害である。」次に26ページを御覧いただきたい。「5、事実関係の迅速かつ正確な確認」について記載されている。次に27ページを御覧いただきたい。「6、被害者に対する適正な配慮の措置の実施」と、「7、行為者に対する適正な措置の実施」が記載されている。次に28ページをお開きいただきたい。「8、再発防止措置の実施」、「9、当事者等のプライバシー保護のための措置の実施と周知」が記載されている。最後に29ページをお開きいただきたい。「10、相談、協力等を理由に不利益な取扱いをされない旨の定めと周知・啓発」が記載されている。

【福本委員長】 今、事務局に説明させた冒頭に、『ハラスメントは人権に関わる許されない行為』との記載があった。委員長としても全く同じ思いであり、委員各位も同じ考えだと思う。それでは次に、この後の協議の参考にするため、他市議会の状況について事務局に調査させたので、その報告をさせる。

【事務局次長】 WEB上で得た情報を報告させていただく。議員からの職員に対するパワーハラスメントが報じられているのは、全ては報告しきれないが、順不同で栃木市、都城市、小樽市、東かがわ市、石垣市、善通寺市、三郷市、浦添市、鈴鹿市、阿蘇市などであった。ただしパワーハラスメントの内容はそれぞれであり、この場で全ての市議会のパワーハラスメントの内容を報告するのは時間的に困難なので、委員長の指示により、本市議会と同じく常任委員会での議員の発言に関してパワーハラスメントの声が上がった事例である栃木市議会の内容を報道ベースとなるが、報告させていただく。栃木市議会では、本年9月定例会における8月21日の民生常任委員会において、答弁した職員に対して当該委員会の委員である議員が机をたたいて声を荒らげたとのことである。その後、当該議員は謝罪したとのことであるが、市側は約1か月後の9月25日から庁内グループウェアのアンケート機能を使って、議員によるハラスメントアンケートを開始したとのことである。アンケート開始の翌日の9月26日に、議会側は複数の議員の連名で当該議員に対する問責決議案を提出し、9月29日の最終日の本会議で、この問責決議を可決したとのことである。なお、先ほどのハラスメントアンケートは10月8日まで実施され、正職員1283人のうちの約84%にあたる1077人が回答し、課長級以上の約20%が議員からハラスメントを受けたとの結果で、主な内容は、「大きい声、強い口調で自分の主張を繰り返し、聞き入れない」、「机をたたいて大声を出す。質問中に大声で怒り出す。威圧的に質問する」、「議員の顔を見ると腹痛や頭痛が生じる」などの報道内容であった。なお、このアンケート集計結果はホームページで公開されているので、どなたでも御覧いただくことが可能である。

【福本委員長】 事務局から報告させたとおり、類似案件の栃木市議会では、当該議員に対する問責決議や、市側によるハラスメントアンケートの実施等についての報道を確認することができた。それでは次に、市長の申入れ文書に記載のとおり、市側からは、9月定例会の際にも既に「職員が恐怖を感じている」として申入れを行ったにもかかわらず、今定例会でも、自らの意に沿わない答弁に対し、執拗に意に沿わせようとする言動、今後の対応を約束させようとする言動があったとの指摘である。この内容を事務局に確認したい。

【事務局次長】 9月定例会の際、市側から正副議長に対して、記載の内容で口頭による申入れが実施され、その後、正副議長は当該議員にその旨を指導されておられるとのことである。

【福本委員長】 事務局から報告させたとおり、さきの9月議会でも既に『職員が恐怖を感じている』との申入れが正副議長に対してあったとのことである。それにもかかわらず、今定例会でも同じ問題

を発生させてしまったことは、非常に根深いものがあるのではないかと、委員長としても強い懸念を抱かざるを得ないところである。次に、私が委員会の音声を確認した中で極めて強い違和感を覚えたのが、両委員会において、特定の議員から「地方自治法第14条に、重要事項は条例で定めなければならないと書いてある」と断言する発言があったことである。当該議員は、地方自治法第14条に、その内容が記載されているということを前提に強く主張して、職員に対して「市は重要と考えていないのか」などと、かなり威圧的な口調で恫喝ではないかと私も感じたところである。この点について、まずは地方自治法第14条第2項を事務局から朗読させるが、もし必要と思われる委員は、お手元のタブレットで地方自治法をインターネットで検索して御覧いただくことも可能だと思う。それでは事務局に朗読させる。

【議事係長】 委員長の指示により朗読する。

(議事係長が地方自治法第14条第2項を朗読)

【福本委員長】 法律の条文はお聞きいただいたとおりであり、地方自治法第14条第2項の記載は、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」と記載されているというのが事実であり、当該議員が主張されているような、『重要な事項は条例で定める』との文言は記載されていないことは、皆様もこの場で確認していただくことができたと思う。つまり、市側により指摘されている「法律の条文にない事項を持ち出し、事実と異なることに関する威圧的口調での恫喝」との内容は、その指摘のとおりであると言わざるを得ない。このことから、当該議員の発言は正確な発言とは言えないことは明白であると言わざるを得ないものである。ここで、議員の正確な発言に関連する過去の経緯を説明させていただきたい。令和6年3月の本委員会で、「存在しない決議を根拠に、職員を責め立てるような質疑を特定の議員が行った」ことが判明したことを受け、「議員は発言の前に事実関係をしっかり確認しておくこと」との旨の意見が当時あったことは、委員各位も覚えておられると思う。また、今定例会では、給与に関する議案への市側の記載誤りについて厳しく追及してきた状況であり、同じように議会側も自らを厳しく律する姿勢を市民に示す必要があると委員長として指摘させていただく。ここで、委員長として申し上げさせていただく。先ほどから繰り返しているが、地方自治法第14条第2項に関する当該議員の発言についてである。発言取消しは発言した議員に申し出ていただかなければ取り消すことができないため、万が一、当該議員御自身が発言取消しを申し出ていただかなければ、法律の条文という極めて重要な事項についての、正確ではない発言が大和市議会の公式記録として永遠に記録されてしまうことについて、委員長として極めて強い危機感を募らせていることを、この場で改めて表明させていただく。当該議員におかれては、賢明な御判断をぜひともお願い申し上げます。それでは、長くなりましたが、委員長として、事前に整理させていただきかけた事項は以上である。協議をお願いします。

【中村委員】 市側からの申入れ文書の(1)の内容は、名前はないが私のことだと思う。まず正副議長、そして正副委員長に、この市側からの申入のために大変貴重な時間を使わせてしまったこと、また本日も本委員会の非常に貴重な時間をこの問題について使わせてしまったことにお詫び申し上げます。ただ、この点については、いくつか意見を申し上げたい。まず今回の発言は、あくまでも委員会の中で私が委員長の許可を得てした発言である。委員会の中で委員長から、ただいまの発言は威圧的だとか、同じことを繰り返してるというような注意等は一切受けていない。委員会の中で正当に委員として質疑をした。ただ、少し口調がきつくなったことはあったと思う。ただそれも、今回の条例制

定は、子供たちの安全をどのように守れるのか、担保できるのかという非常に大切な条例の審議だと思っており、あくまでも市長側から、この条例を制定したいので、議会で審議をしてほしいという申入れがあり、そのことについて質疑をしていたわけであり、自分の意に沿わせようとしたわけではなく、疑問点があったからそれを聞いたわけであり、答えが明確にならないから、何回か質問をした。私は特定の職員に限って聞いているわけではなく、市側に聞いている。だからもし、課長など特定の職員が、答弁に窮する場面があれば、部長や副市長が答弁すればよいと思う。9月の委員会でも結局1人の課長だけが質疑に答弁するような形になり、周囲の職員が助けることがなかったので、私のほうからあえて部長に質疑したりして、1人に答弁が集中しないように気をつけたつもりである。それでも足りないというならば、今回は条例を提出しているのはまさに市長であり、市長の代理で2人も副市長が来ているのだから、副市長が答弁してくれてもよかったのではないかと思っている。いずれにしても、今回私は、この条例については、もろ手を挙げて賛成できるものではなかったから、疑問点はしっかりと聞いた上で、賛否を明らかにするという責任を持って質疑をしたつもりである。その過程で口調が厳しくなったということがあり、それにより恐怖心を持った職員がいるのであればそれは申し訳ないと思うが、あくまでもそれは、その人をいじめようとしたわけではなく、この条例が本当に賛成してよいものなのかどうなのかということ議論する過程の中の話で起こったことである。私が約束をさせようとしたという指摘もあるが、おそらく私が発言の中で、今後、規則を改正した場合はそのことを議会に報告するように、そして議会から意見があった場合は、真摯に対応してほしいと述べたことだと思う。ただこれについても、その後の答弁は、色々な部署が関わることだから約束はできないけれども検討するというような答弁であった。議員の意見について真摯に対応してほしいということを行ったわけであり、私は議員が言ったことをそのままやってほしいということを行ったわけではない。そのことについて、市側も、議員に限らず意見には真摯に対応していると答弁した。それに対して私も、いやそんな答弁じゃ納得いかないと、ここでやると約束してくれなければ駄目だみたいなことを強くは言っていない。あくまでも、本来条例で定めることを大和市は規則で定めようとしたことによって、子供の安全の担保を危惧しているから質疑した。それについても、議員が内容を質疑しないで、気に入らないのであれば、質疑するのではなく反対をしてくれればよいと行政が言うのなら、それはそうかもしれないが、私としては何とかこの状況の中で、賛成できるようなものを見つけないかと思って質疑を繰り返した。何度も繰り返すようだが、一部口調が厳しくなったということについては反省すべき点があるが、委員として必要な審議をしたと思っている。

【福本委員長】 今、中村委員からは、弁明や意見、思い等も添えられたが、お詫びと反省の思いが伝えられたということで、捉えさせていただく。

【石田委員】 私も市側からの申入れ文書の指摘に当たるところが多々あるので、一言申し上げさせていただきたい。まず大きな声を上げたということに関しては間違いなく事実だと思っている。それほど怒りに駆られたことは、認めざるを得ない。内容についてであるが、威圧的な口調とこのことだが、誤解を避けたいので、しっかり言わせていただくと、個人を人格的に批判するようなことは一切行っていない。政策ベースで話をしたし、個人に対して例えば罵倒するような言葉を放ったりは一切行っていないということは断言させていただきたい。しかし声を荒げたということは事実である。そこに関しては、よくなかったと思っているし、委員会が終わった後すぐ、部屋を出て行く副市長等に申し訳なかったと頭を下げた。今回の私の行為を継続的に行った場合であれば、ハラスメントの要件を満たす可能性はあるとは思いますが、今回のこの一件でハラスメントだと言われることはないと思う。しかし、声を荒げるということが、適切な方法なのかといたらそれは違うと思うので、しっかりと反省

をして、今後こういったことがないようにしたい。ただ、中村委員からも少し話があったが、この議案審査に関しては、議会の議決権を行政が侵害するものであって、ハラスメントは人権の侵害だが、議会に対する権利の侵害と言っても仕方がない。明らかに根拠法が、条例で定めるように書いてあるものを、行政の裁量だと言っており、行政裁量で、議会で議決する部分に子供たちの命に関わる基準を書かなくてよいと言ってきているわけである。条例に定めると明文されているものすら無視して行っているということを看過できないし、何よりこれをオーケーにしてしまい、その後子供の命が失われたということが起こってしまったときに、我々は重たい責任を負うことになる。そういう背景もあり、声を荒げてしまったということは、背景情報なしにこのことだけをもって弾劾されるというのは不本意であるから、これはお伝えをしておきたい。ただこれをもって、私が声を荒げたことが正当化されるとは全く思っていないので、声を荒げたことに関しては、深く謝罪を申し上げたい。

【福本委員長】 石田委員からは、声を荒げたのは事実であると、ただ一方で弁明の思いであったり意見や思いも添えられた。発言の後、副市長に対して謝罪したとともに、この場でも反省して繰り返さないようにしたいとの話もあった。その上で、先ほど申したように、発言の撤回は議員でしかできないものである。その点はいかがか。

【石田委員】 地方自治法第14条に重要事項が記載されていると言ってしまっている。記載しているというのは間違いである。重要な事項というのは、権利を制限したり、義務を課す場合には、条例に書かなければならないと言っているのだから、重要な事項とまとめて言っている。これは正確性を欠くと思っているが、どちらかという重要な事項という言葉は消すより、書かれていると言っていること自体が間違いであると。したがって、書いているという部分に関しては事実ではないというところがあるのであれば、その部分に関して修正したいと思うので、事務局と確認して作業を進めたいと思うがいかがか。

【福本委員長】 再度確認だが、内容を確認した上検討するということか。それとも、発言は取消すということか。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

【石田委員】 先ほど申し上げたとおり、事実ではないと思われかねないような発言が含まれているので、取消しをしたいと思う。

【福本委員長】 石田委員から地方自治法第14条に関する発言の取消しについて言及された。中村委員と石田委員が市長からの今回の指摘内容を認め、反省や謝罪されることを表明している。また併せて石田委員は、総務常任委員会とこども教育常任委員会における地方自治法第14条に関する御自身の発言を取り消させていただきたいとのことである。委員の皆様がその内容でよろしければ、その旨を、本委員会での確認事項として、委員長から議長に報告したいと思うが、何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【福本委員長】 それではそのとおり決定する。併せて、石田委員からの発言取消しの申出について、事務手続き上の説明を事務局に求める。

【議事係長】 発言の取消または訂正については、会議規則第123条に次のとおり定められてい

る。「発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。」と定められている。具体的には、総務常任委員会とこども教育常任委員会をもう一度開催していただき、発言取消しなので、石田委員が発言取消しを願い出て、委員長から、委員各位にお諮りいただき、そこで異議がなければ、発言を取り消すことができる。

【福本委員長】 説明は以上のとおりである。なお委員会を開催する日程であるが、早々に議長に御相談し日程を決定していただきたいと思うが、何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【福本委員長】 それではそのように議長に相談する。

【赤嶺委員】 その後市側への回答はどのようにするのか。発言の取消しと、今、協議があった内容について文書で市側に回答するというのでよいか。

【福本委員長】 そうである。

(2) 議員調査について (資料3-1、3-2、3-3)

【福本委員長】 市側からは『議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であると一方的に主張し、当該調査の一部に対して、情報公開条例の判断基準を準用して回答を差し控えた市の判断が誤っていると決めつけるような発言』であるとの申入れ内容である。まず、議員調査について、事務局から説明させる。

【事務局次長】 議員調査については、改選期において、改選直後の令和5年5月10日の各派代表者会で説明させていただいており、加えて、その直後の5月16日の新人議員研修でも資料を用いて説明をさせていただいている。資料3-1を御覧いただきたい。こちらは、当時の各派代表者会の会議録の写しである。まず初めに念のため申し上げるが、進行役が議長ではなく座長となっているのは、改選直後でまだ議長が選出される前のためである。なお協議内容は記載のとおりである。次に資料3-2を御覧いただきたい。こちらは新人議員研修の資料の該当部分の写しである。記載事項は基本的に各派代表者会の説明と同じ旨の内容である。続いて資料3-3を御覧いただきたい。こちらと同じく新人議員研修の資料の別紙5である。新人議員に対する説明に用いた議員調査依頼表の見本、記載例である。

【福本委員長】 内容は説明させたとおりである。委員長として皆様と共有したい内容なので、資料3-1の当時の各派代表者会での協議内容を事務局に朗読させる。

【議事係長】 資料3-1を御覧いただきたい。委員長の指示により朗読する。

(資料3-1を朗読)

【福本委員長】 内容は朗読させたとおりである。令和5年の改選直後に、既に各派代表者会で、本件について各会派に周知されていた事実を皆様にも御確認いただけたと思う。また、新人議員に対しては、資料も使ってさらに丁寧に説明が行われていたことも御理解いただけたと思う。このことから、委員長として、当該議員の主張には違和感を禁じ得ないものである。ただし、あえて言えば、議員調査依頼表に『この調査は法に位置づけのない任意の調査である』旨を記載しておけば誤解を招かなかったのではないかと思う。議員調査依頼表へのその旨の説明の加筆について、早急に議長に御検討い

ただきたいと思う。次に当該議員が主張している地方自治法第96条について、委員長として確認を行わせていただきたいので事務局に朗読させる。ただし、第96条は少々長いので、できれば、委員各位はタブレットからインターネットで地方自治法を検索していただき、お手元で第96条を御覧いただきながらお聴き取りいただほうが分かりやすいと思う。それでは事務局に朗読させる。

午前11時05分 休憩

午前11時07分 再開

【議事係長】 委員長の指示により朗読する。

(地方自治法第96条を朗読)

【福本委員長】 長くなったが全文をあえて読み上げさせたものである。今、全員で一緒に確認していただいたとおり、地方自治法第96条とは、「普通地方公共団体の議会が議決すべき事項を列挙した条文」である。したがって、当該議員が主張されているような「議員調査が地方自治法第96条に基づく権利である」との記載がないことは、今、皆様に同時に確認していただくことができたと思う。次に、「回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず、市から情報が提供されなかったという事実と異なる発言」であるとの申入れ内容で、事実とすれば委員長としても見過ごせないと考えている。内容を事務局に説明させる。

【事務局次長】 委員長の指示により内容を市側に確認させていただいている。具体的には当該議員から、11月19日付で、総務常任委員会に係る案件について、希望回答日を「12月2日、早いほどよい」、として提出され、議会事務局は1日前の12月1日を期限として市側に依頼をし、市側からは、期限内である12月1日に回答されている。

【福本委員長】 内容は事務局に説明させたとおりである。委員長としても当日の委員会の音声を聞く限りでは、当該議員は指摘された様な発言を行っており、「事実と異なる発言」との市側からの指摘は、そのとおりであると申し上げるしかない。これでは、あたかも市側が職務怠慢であるとの誤解を受けかねない内容が会議録に記録されて永遠に残ってしまうことになるので、事務を担当した職員があまりにも気の毒である。以上を踏まえて協議をお願いします。

【石田委員】 これは私の発言になるので所見を申し上げたい。まず議員調査について、私が地方自治法第96条に基づく権利だと主張したことは事実である。今読み上げられて明文はされていない。これは通説であるが、議決権を行使するには、情報が必要になる。情報が十分でない場合には調査しなければいけない。だから議員調査というのがある。それは任意のもので全く法的に関係ないということのほうが法的な根拠がないと思う。議決権を行使するために議員が調査をするということがセットだと思う。この調査を情報公開条例の条文を引用し判断することと、議員が議決をするために情報を得なければいけないことは全く背景が違う。地裁や高裁でも議員が調査をお願いして、それを拒んだということに関して違法であるという結論が出ている判例も図書館等で私は確認している。議員個人の、個別の調査であっても、それが任意調査であると、全く法的根拠がないんだと考えるのは間違っていると私は思う。議会で議決をしていくためには必要な情報を取らなければいけない。そのため、地方自治法第96条に基づく権利であると私は主張した。これに関して何か発言を訂正するとか取消すということは考えていない。次に、回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず市から

情報が提供されなかったという事実と異なる発言があったということについては、毎回議案が提出される本委員会があった日に、足りていない資料等を私は一斉に議員調査をかけている。回答までに2週間という規定があるが、実際の調整の段階では、議案に関わる調査だから、議案に間に合うようにお願いをしていた。その中で間に合ったものもあるが、環境経済常任委員会は早く行われ、調査の結果が出てきたのはその後である。指定管理の案件は複数件あったが、上限額に関してその内訳はどうなっているのかがチェックできないという状況であったため、そういった発言につながった。今回職員給与の増ということで初日即決があったが、その件に関しても、やはり財源の根拠が全く示されないとか、議案を審議していくために、判断するための必要な情報が全く示されないという状況の中で議決を強いられるということは、地方自治法第96条の議決権の侵害に当たると私は思っている。議決権を保有している市議会としては、こういう問題に関して毅然と立ち向かっていく必要があると思う。我々の背中には市民の権利や生活がかかっているので重く捉えていく必要があると考えている。回答日に間に合わないことを怒っているのではなく、情報を使う日に間に合っていないことに対して怒っている発言であるから、私が行った発言として、これは事実誤認ではないと考えている。

【福本委員長】 今の話は、市側からの申入れの(2)である。その中の議員調査についてであるが、石田委員の意見では地方自治法第96条に基づく権利であるということと、議員調査の回答が期日に間に合わなかったということであるが、まず、議員調査が地方自治法第96条に基づくものであるという主張の件から話をさせていただく。今、事務局から地方自治法第96条について朗読させた。地方自治法第96条には、議員調査について、地方自治法第96条に基づく権利であるとの記載がないということは、既にそこで明らかになっている。その中での石田委員の解釈の部分であると思っている。また議員調査の回答が、期限に間に合わなかったということだが、実質2週間の期限ということで12月2日を回答期限としたが、委員会はそれより前にあったので、お願いという形で、なるべく早く回答をほしいと伝え、先方が承知したと石田委員は認識をしたと伺っている。委員会のために求めた資料であるから、石田委員の気持ちは分かるが、調査依頼表には、12月2日を回答期限と書いている。以上を踏まえて、何か皆様からも御意見はあるか。

【星野委員】 地方自治法第96条は議決しなければならないことを定めている。その議決しなければならない範囲がどこまでの情報量なのかということは、恐らく特段法律に定めがない。つまり、議員調査の範囲は、各自自治体によってルールが分かれていると思う。事務局でこの辺りは分かるか。

【事務局次長】 法的根拠はないということをお場で明言する。各自自治体においてルールが分かれるという点についてはそこまで調べ切れていない。任意調査であるので、それぞれ協力できるところで対応していると思う。基本的に今星野委員から御指摘いただいた方向性のとおりだと承知している。

【星野委員】 議決に対する態度というのは、基本的に我々は賛成反対を述べる立場である。その判断の量に関わる情報量が足りないと判断すれば求めることもできるし、反対の意思を表明することもできる。そう考えると議決ができない、情報がなければ態度を表明できないという論理自体がおかしい。なぜなら反対ができるからである。ここで私が申し上げたいのは、私も例えば特に初日即決の専決処分などは情報提供すべきだと思う。だけれども、それが法律に書いてあるかどうかはまた別問題であり、先ほど事務局から答弁があったように、ここは市側との信頼関係だったりその自治体のルールによるべきだと思う。そうであれば、議会として、どの程度まで情報提供を求めるかというところを話し合っていけばよいだけである。議会と市側で今後話し合っていけばよい範囲であり、法律違反、議決権を侵害するという考え方には当たらないと思う。

【吉田委員】 こども教育常任委員会の中で大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例に関して、議決するに当たって基準を見たいと前日に私も資料を求めた。その結果、委員長と調整しており、委員会当日まで資料を見せてもらえなかった。審議するに当たり必要な情報は前もって議員に配られるべきだと思うし、議会として求めていかなければいけないと思う。コンプライアンス推進課が出している、前市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書を受けた再発防止策についての中でも、今後の取組体制として、市議会に影響する審議資料のルール化に関して、令和7年度から9年度にかけて、資料提供のルール化の検討というのは、随時していかなければいけないということが述べられている。今、星野委員からもあったが、今後議会と市との間で、情報提供について話し合っていかなければいけないと思う。

【中村委員】 今回の議論は二つに分けて考えなければいけないと考えている。一つは行政側が議会にしっかりと議決をもらうために積極的に情報を出して、何か隠したりするのでなくて全部を示した上で、判断をもらおうという姿勢を示すべきというのはそのとおりでと思う。今後の資料あるいは情報の出し方については協議をしていかななくてはならないということが一つ。もう一つは今回直接話になっているのは石田委員の発言で、地方自治法第96条に基づく云々という発言と、資料希望日を書いた日に市側は出さなかったみたいな表現があってその発言について事実と違うのではないかという話については、少し厳密に考えていかななくてはならないと思っている。地方自治法第96条から派生している議員としての権利だというのは石田委員の解釈で、そう解釈している人もいるとは思っている。ただ、明文化されていないので、表現的に、誤解を招きかねない発言だと言われてしまえば、そうかもしれないと思う。希望日に市側から資料が出なかったということも、使うときに手元になれば意味がないから、おっしゃることは分かる。ただ、回答希望日として自分で書いた12月2日には回答は来ている。そうすると、事実とは異なるので取り消したほうがよいと思う。ただ、石田委員が述べた、今後の議会と行政との関わり方とか、議決をするに当たっての議員として求めていくことなどについては、議会全体の問題なので、継続的に議論していく必要があると思う。

【堀口委員】 議員調査依頼の回答期日については2週間を設けるというルールがある。それは各担当との調整によっては早めることもできるが、すぐ出せるものでも一応2週間という規定があるので、2週間の回答期限を設けて書いて出した資料請求もある。恐らく石田委員が言われているのは、間にあった資料もあれば間に合わなかった資料もあり、資料の提出の仕方については、改めてルール化をしていくべきということだと思う。

【石田委員】 問題になった発言がどういう文言だったのか、事務局で把握しているか。確か私は、いろいろな資料が求めた上に出てこないというようなことを言った記憶はある。私は回答日に間に合わなかったみたいなニュアンスのことは一切言っていないと思う。

【事務局次長】 資料2-1を御覧いただき、(2)議員調査についての、市側がどのように申入れしているかということ、「回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず、市から情報が提供されなかったという事実と異なる発言」と訴えてきている。音声は聴いているが、メモをここに持ってきていない。ただ、指摘の旨の発言はされていたと記憶している。しかし、今公式な会議の場であり、中途半端な答弁もできない。また、速記会社からの会議録の納品が、総務常任委員会は今時点でまだである。予定としては、来週の17日中に納品される予定である。今、石田委員から正式に問われているので、私も不確かな答弁をするのは逆に失礼かと思うので、その納品された文字を見てから、お示ししたいということで御理解いただきたい。

【石田委員】 もし私が、この市側の指摘の通り、発言として、回答希望日に情報が出されなかったようなこと、事実と異なることを発言していた場合には訂正なり、取消しをする必要があると思って

いるが、そうではなくて、やり取りをする中で、委員会審査までに資料提供を間に合わせてほしいということは何度かお願いをしていたので、そのことをもって、委員会の審査に資料が間に合っていないということを言っているような発言であれば、取消しをする必要はないと思っている。

午前 11 時 36 分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

【福本委員長】 市側からの申入れ（２）の中で、「当該調査の一部に対して情報公開条例の判断基準を準用して回答を差し控えた市の判断が誤っていると決めつけるような発言」と書いてあるが、この部分について石田委員いかがか。

【石田委員】 今回、市の職員給与費増に係る条例改正と、補正予算等が上程されたので、見通しを立てるために、各部の予算要求が 10 月頃に出されるためそれを見たいと議員調査をかけた。しかし、情報公開条例の意思決定過程であるということで、情報公開条例上の非公開情報を理由に、情報の全部非公開という形になった。市側の予算編成権があるので、そこに関して配慮はするが、それを回避することによって意思決定に深刻な問題が現れるもの、予算の中に含まれている入札案件の金額が類推されるような情報というものが出てくるとまさに予算編成に重大な支障を来すわけであるから、このように出す出さないというものに関しては、一律に非公開とするのではなく、その実害というのが具体的にどのように出てくるのかということで、出せる部分と出せない部分の判断を行うべきと思う。私としては地方自治法第 96 条に基づいている議員の調査であるから、それに対して情報公開条例を準用して、情報開示ができないと断ってきたものは、明らかに法体系を無視していると感じ、その点を指摘した。

【福本委員長】 石田委員からの主張は何だった。この点に関して事務局から何かあるか。

【議事係長】 石田委員から出された議員調査の内容について読み上げる。令和 8 年度予算に関わって、各部から提出された予算要求に関わる資料、内容が所管一次要求の査定前歳出一式、これを財務会計システムより抽出し CD-R に出力せよという内容であった。これに対する市の回答が、大和市情報公開条例第 7 条第 3 号に該当することから、回答を差し控えさせていただくことといたしましたので、通知いたしますという回答であった。

【事務局次長】 「議会運営の実際」という書物に基づき説明する。これは市議会議長会が各市議会から議会運営の照会を受けた時に回答の根拠としている書物の一つである。先ほど石田委員から、予算編成過程の資料を行政側に請求したという話があったので、そこについて答弁する。議会が予算編成過程の資料の提出を要求できるかということについては、このように記載がある。「これらは、長の予算編成権の範囲のものであり、編成過程の資料を要求することは、長の予算編成権への関与になります。議会は提出された予算を対象にして審議すればよいので、要求できないとされています。」と明記されている。そしてさらに、行政実例もあるということが明示されている。都道府県の事例になるが、「予算編成で各部から知事に提出した予算要求の事項別金額資料について、議会から提出要求があっても、知事の予算編成過程の内部資料であり、提出すべき筋合いのものでないとしています。」というのが、昭和 35 年 3 月 4 日の行政実例として存在するということが明記されている。次に、何が要求できるのかという話になるのかもしれないが、これは法律で、長は何を議会に出さなければいけないかということが地方自治法で明確に定められている。地方自治法の第 211 条に予算の調整及び議決という項目があり、普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に

関する説明書を併せて提出しなければならないと明記がある。それでは、この政令とは何なのかとなるが、これは地方自治法施行令を指す。この地方自治法施行令の第144条において、予算に関する説明書、という定めで五つ明記されている。第1号、「歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」である。これを大和市の令和7年度予算書で見ると、20ページから313ページにあたる。したがって、第1号について大和市は法令のとおりきちんと予算書に載せている。次に第2号として、「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」と決まっており、同じく令和7年度予算書で言うと324から325ページの見開き1ページにある。続いて第3号として、「債務負担行為で翌年度以降に渡るものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」である、こちらは令和7年度予算書では326ページから353ページで、これも記載しており法令を満たしている。さらに第4号として、「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」、こちらも令和7年度大和市予算書だと354ページから355ページの見開き1ページに記載があり法令どおり満たされている。最後に第5号として、「その他予算の内容を明らかにするため必要な書類」とある。これは恐らく自治体によって書類は異なると推察されるが、大和市の場合は、予算書付属説明資料と給与費説明資料が示されている。したがって当然ではあるが、本市は法令で定められた長から議会へ出さなければならない書類は全て提出されている。

午後 0時03分 休憩

午後 1時10分 再開

【赤嶺委員】 資料2-1に書いてあるとおり、「議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であると一方的に主張」されたということを先ほど石田委員から説明があったが、議員調査が議決権に基づくという通説を私は聞いたことがない。議員調査依頼は行政側が善意で回答してくれていると捉えている。つまり、私たち議会側や議員に法令や何かで権利があり、それを行使して調査をしているものではないと認識している。先ほど説明があったように、予算編成過程の資料を石田委員が希望され、それについて非公開という回答になったことに対しては先ほど事務局から説明があった法令等のとおりであると認識している。最後に、回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず市から情報が提供されなかったという事実は、これは議員側も行政側もだが、お互いの信頼関係があって初めて成り立つものである。そもそもその調査に時間がかかるかどうかというのは事前のヒアリングで分かっていると思うので、その辺の事情は議員側も検討した上で、回答の提出希望日を設定してあげることが必要だと思う。また先ほどから、議案に対する資料の話が出ているが、資料が適切な量で開示されて、それを基に議案審議に臨めるというのが一番よいが、それを補う方法として調査依頼をかけていることが現実としてはあると思う。この件は先ほどから委員の皆さんから御意見があるが、こういうことが起きた以上、ある程度どの範囲まで、どの程度まで資料請求できるのか、またその期限はどれぐらいにするのかということ、委員会が、行政側に資料請求することはできると思うので、それとの兼ね合いも含め検討する必要があると思う。

【鳥淵委員】 市の中で、先ほどから議員調査の回答期限までに2週間を設けるといふ、資料請求に対しての決まりがあり、それに基づいて市側も情報を開示してくれていると捉えている。事務局に確認したいが、今のこの状態だと、石田委員が主張していることがそのまま認められてしまうような形

になってしまうのではないかと危惧するが、いかがか。

【事務局次長】 市側は申入れ文書において、「議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であると一方的に主張し（実際、法的根拠はない）」と断言している。私も同様に先ほど法的根拠はないと断言した。もし、先ほど鳥淵委員が指摘されたように、仮にでも議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であるという事実が成立すると仮定すると、回答していない各部や各課の職員は、地方自治法第96条に違反していることになってしまうので、公務員なのに、まるで違法行為者のような扱いになってしまう。そういう意味からも、議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であるという主張に対しては法的根拠はないと、この市長名の文書で、公式に申入れがあったのではないかと申し上げざるをえない。

【中村委員】 会議録が手元にないためここでいろいろ話していてもよく分からない。地方自治法第96条に基づく云々という話も、実際石田委員がどのような表現でこれを言っているのか分からない。私はどちらの味方になるというわけでもないが、私の感覚で言うと、例えば憲法第21条に基づく知る権利をよく使う。しかし憲法第21条に知る権利は書いていない。憲法第21条には表現の自由が書いてある。表現の自由を担保するためには当然に知る権利が保障されなければ表現の自由ができないということで、憲法第21条の表現の自由に基づく知る権利とよく使う。明確に地方自治法第96条に明記されていたと石田委員が言っていたら、書いていないのだからそのとおりである。しかし、基づいていたというのはどういう意味で使ったのかも私はよく分からないし、文脈の中でどういう流れで使ったかも分からない。そこは、会議録を見てから話すわけにはいかないのか。ここで何時間話しても会議録がないのだから分からない。もし石田委員が事実と明らかに違うことを言っていたら取り消してもらわないといけない。石田委員がそれでも取り消さないと言うのであれば、委員長の名前で石田委員は取り消さないけれどもこれは事実と違うので、委員長の名前で訂正します等と言えば済むと思う。

【木村委員】 その辺も含めて正副議長、正副委員長の四者で、よく調べた結果、市側からの申入れを了解した上で、今日の議論に出しているのではないのか。

【福本委員長】 音声は聞いている。ただ会議録はまだ提出できる状況ではない。

【赤嶺委員】 こういう申入れが市から来て、実際の法律がどうなっているのか確認をし、石田委員の主張も聞いた上で意見を言っているわけであるから、協議としては成り立っているのではないのか。

【堀口委員】 私も中村委員が言われるように、会議録をしっかりと確認した上で、議論するべきではないかと思う。

【福本委員長】 委員長として申し上げる。冒頭議長から、今回の市側からの申入れに対して、速やかに返答したいと話があったかと思う。会議録を見てもいいといけないという意見はもちろん尊重するが、一方で、市側からのこのような申入れは極めて異例のことであるので、速やかな対応が必要というのも事実だと思う。この議論の中でどうしても議論を進めることができないということであれば、検討するが、今回のこの地方自治法第96条の部分に関しては、事務局からも朗読させたとおり、議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であるという記載がないということは皆さんに理解いただけたと思う。それは共通認識として持っていただいた上で、先ほど回答期限内に回答がなかったということに関しては、それは追って文章で確認をし、そこで誤りがあったのであれば、発言の取消しをしたいという、石田委員からの申入れもあったので、そういった意味では、議論は成り立ったと思うが、その辺も含めて皆さんの意見を聞かせていただきたい。

【中村委員】 結局取消すということになったら、会議録を見てここからここまでを取消すとするわ

けである。石田委員も事実と異なることがあったら取消すと言っている。それは会議録が上がってきた上でこの部分からこの部分を取消すと石田委員が今度の委員会で言わないといけない。会議録が上がってこないと話ができない。

【福本委員長】 取消すか取り消さないかということはここで伺いたいですが、どこからどこまで取消すかというのは石田委員が判断されればよい。そこはここで議論することではないと承知している。

【中村委員】 石田委員も事実と違うところがあれば取消すと言っているのだから、話は終わっているのではないか。

【星野委員】 市長から適切な対応を取っていただきたいと文書で来ているので、これは報告すると思うが、現状あるまま、そのまま報告するのか。今後どうなるのかよく分からない。

【山田議長】 今回、副市長が直接委員会の席でも発言をされたことも含めて市側から申入れがあったことに対して、議会として先ほどの各派代表者会でまず取り上げた。そのうえで、本委員会でしっかり議論し、改めるべきところは改めていく、取消すところは取り消していく。そのような対応をすることがまず一つであると考えている。その上で、それぞれ、今後こういうことがないように気をつけていき、本人が気づかない場合は、お互いにしっかり指摘もしていくことが大事だと各派代表者会でも話に出た。また、それぞれの委員会の委員長が、しっかり責任を持って委員会を進行していただきたい。また、本委員会での議論の内容を市側にお伝えできればと思っている。

【星野委員】 つまり、どのような報告の形になるのか。

【井上委員】 市側から来た申入れのそれぞれの項目について、文書での回答をイメージしている。

【星野委員】 そうであれば、まだ全て決着がつく段階ではないと思う。ただ、二元代表制という観点に立ち返ると、今回市長名でこの様な内容の申入れが来ている。市長も民主的な手続きによって選ばれた代表者であり、あえてその名前で議会に申し入れているということは、相当に重いことだと思う。議会が行政側に情報公開を求めることは権利だが、民主的正当性を持った市長が我々議会に対してこの様に公開される形で申し入れを行ってきたことは相当我々も考えなければいけないことだと思う。今後どの段階で市長への回答が行われていくのか、今分かる範囲で教えていただきたい。

【山田議長】 情報提供については、こうしてもらいたいという話が本委員会で話し合って決まれば、要望として市側に上げればよい。また、倫理条例についても既に定めていく流れになっているので、罰則等も含めて決めていけばよい。これらはまた別で議会改革実行委員会で議論を進めていき、市側の申入れに対しては文書でそれぞれの項目に対し回答するということがよいと思う。

【星野委員】 スケジュールが知りたい。今回、会議録の確認などをした上で、次回の段階で、ある程度確定したものを出すのか。日時はいつなのか。

【事務局次長】 議長のお考えによるものなので、私からは一般論で申し上げる。申入れが市長から議長に対して行われたことを受け、先ほどの各派代表者会で議長が、こういう申入れが市長から来たことと説明をされ、その内容は、議会運営に関することなので、諮問の様な形で本委員会で協議することとなり、今協議していただいている。協議が終わった段階で、結果を本委員会の委員長から議長に戻すという流れが必要になると承知している。それを受けて、議長が回答案を作り、各派代表者会にとというのが一つだと承知している。

【中村委員】 (2)について、石田委員の発言について誤りがあった場合は取消すというのが一つ。もう一つは市長からの申入れに対しての回答をどうするのかという二つの問題があり、石田委員の発言を取消すということになれば、この会期中に行わなければならない、委員会の発言であるから委員会で取り消さなければならない。それについては今定例会中に委員会を開催し、発言を取消す必要がある。

れば、石田委員が発言して取り消すということになるというのが一つの流れである。市長への回答については、地方自治法第96条に関して、法律に書いていないことを明確に皆で確認した。したがって議員の調査権は、地方自治法第96条に規定されている議員の権利ではないと我々は明確にここで確認した。だから、そのことについては確認したことを報告すればよいと思う。2番目のところの回答期限について、石田委員も、議員調査依頼表に書いた回答期日までには自分に回答が来たことは間違いないと認めているのだから、石田委員が回答をほしかつた日に回答がきていたかについて発言したかどうかは、また議論する必要があると思う。それは分けて考えないと難しい。

【福本委員長】 議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であるとの記載がないことを改めてここで皆で確認をすること。回答期限までに議員調査の回答が返ってこなかったということに対して、その事実確認と、それが事実でないのであれば、石田委員に発言を取り消すのか伺いたい。

【木村委員】 正副議長、正副委員長の四者で、市側のこの文書を受け取った際に、市側の責任ある人が来て、何か説明は具体的にあったのか。

【福本委員長】 まず、この市側からの申入れは、正副議長に対して出されている。今ここでいろいろ議論をしているのは、議長から、本委員会での申入れに対して議論をすることについて依頼を受けているから議論している。

【山田議長】 副市長がお見えになり、説明された。

【吉田委員】 議長からはできるだけ速やかな対応をとということで言われていたが、石田委員からは、事実があれば認めるということであるし、事実確認がきちんとされてから、取消すことでよいのではないかと思う。

【議事係長】 発言取消しについて制度上の補足をさせていただく。本会議については、発言した議員はその会期中に限り、議会の許可を得て発言の取消しができるというのが会議規則第64条で定められている。一方、委員会は、会議規則第123条で発言をした委員は、委員会の許可を得て、発言の取消しができるということで、会期中に限りという条文にはなっていないことを念のため申し上げたい。ただ、基本的には会期中に取り消されているのが事実としてあろうかと思う。それからもう一点、この取消しは基本的に本人からの取消しの申出に基づくもので、委員長又は議長が職権により一方的に取り消すことは難しいという解釈は逐条解説でも出ている。

【中村委員】 市側の申入れの一番最後のところで、「これらの発言は委員会の議事録として残ることから、市議会として誤った情報を発信し、品格を貶めるのみならず、市民に誤った認識を持たれる恐れがあると書いてある。だから石田委員の発言が明らかに誤ったことであれば、取消すと言っているから、それでよいと思う。ただ、明らかに私たちが見て、これは明らかに間違ったことを言っているが、頑固に取り消さないと言うことがあれば、制度上はそれでも取り消すことはできないわけだから、発言は取り消せないかもしれないけれども、別の形で事実が明らかになるような処置を議会として取ればよいと思う。それしか方法はないのではないか。

【福本委員長】 既に意見は出尽くしたと思う。市長から議会としての適切な対応を求められている極めて切実な内容の文書による申入れであることから、委員長としては、このあたりでまとめさせていただかなければならないことについて、委員各位の御理解をお願いする。まず、一点目として、法律の条文の記載事項という事実を整理をさせていただきたいと思う。地方自治法第96条の文中に当該議員が主張するような、議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であるとの記載がないことは、先ほど事務局の朗読に併せて皆様でこの場で同時に確認をさせていただいた。また、事務局次長から、議員調査依頼と予算編成権への関与の疑義に関する法令の詳細な説明もあった。次に二点目について、

回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず、市から情報が提供されなかったという事実と異なる発言があったことは、先ほど私から説明させていただいたとおりであるが、何かあるか。

【石田委員】 私が議員調査の回答を期日までにしなかつたというその事実をもって批判をしていた場合には、そういったまとめでもよいと思が、そこの確認がない状況の中で、それをうのみにすることは難しい。

【福本委員長】 まず、事実確認をさせていただき、その上で取消すか取消さないかの判断をするという話であったかと思う。取消しをしない場合を前提として委員長として改めて申し上げる。極めて重要なことなので、委員長として表明させていただく。先ほどから繰り返してきたが、地方自治法第96条に関する当該委員の発言は正確な内容とは言えないと指摘し続けてきたが、当該委員御自身から発言取消しを申し出るとの考えを示していただくことができなかった。法律の条文という極めて重要な事項について、正確ではない発言が大和市議会の公式記録として永遠に記録されてしまうことを止めることができなかったことは、議会運営委員会委員長として痛恨の極みであることを、この場で表明させていただく。もし、事実と異なっていてそれでも発言撤回されなかつたら、こういった懸念を表するという御理解いただければと思う。

(3) 休憩中の発言について

【福本委員長】 市側からは、休憩中の協議においてなされた市側の発言を、あたかも審議中に発したもののように取り上げ、批判した発言であるとの申入れ内容である。まず、休憩中の発言について、事務局から説明させる。

【事務局次長】 委員長の指示により音声を確認した範囲で報告させていただく。総務常任委員会の途中で委員長が暫時休憩を宣告された。この休憩中に、市側、議会側の双方から一定の発言があった。休憩中なので録音をしておらず、したがってその間の会議録は作成できない。この状況で、再開後に、当該委員が休憩中の市側の発言内容を捉えて次のような発言を行った。「行政側から関係ないという言葉が飛んできて審査が妨害されることに関して極めて問題意識を持っています」、との発言であった。

【福本委員長】 本件について、私が音声を聞いた限りでは、委員会の開会中に市側からそのような発言があった事実を聞き取ることはできなかったが、間違いがないかを事務局に確認する。

【事務局次長】 開会中の音声から指摘のような発言を確認できないことは、委員長がおっしゃるとおりである。なお、先ほども申し上げたが、休憩中は録音をしていないため、休憩中に誰が何を発言したかということを確認することはできない。

【福本委員長】 改めて申し上げるまでもないが、休憩中は議員も市側もお互いに自由に発言している。それは、そもそも休憩中の発言は録音されないことを前提としているからである。録音されず、会議録にも記録されないことを承知しているからこそ、従前より今日まで長きにわたり、お互いに自由に発言してきたという相互信頼関係の歴史的な積み重ねがある。しかし、たとえ一度だけでも、今回のような極めて異例なことが発生してしまうと、市側としては、今後は警戒して休憩中に一切発言をしなくなるであろうし、それは議員側も同様ではないかと非常に強い危機感を抱かざるを得ない。委員長としての考え方を、引き続き事務局から説明させる。

【事務局次長】 委員長のお考えを説明させていただく。本件は常任委員会に限った話ではなく、議会内の会議であったとしても、考え方は同じではないかとのことである。例えば、本委員会でも時折、それぞれの議員から様々な状況の中で、暫時休憩を求めることが少なくないのは委員各位も御存じのことと承知している。しかしながら、今回のようなことが一度でも発生してしまうと、今後は議会内

の会議でさえも、休憩中に議員同士がこれまでのように自由に発言することについて、どうしても議員同士が疑心暗鬼になり、発言をためらってしまうことは避けられないのではないかとのことである。このままでは今後、議会内の会議でも、休憩中に議員の発言が事実上できなくなっていくのではないかと委員長としては強く憂慮せざるを得ないとのことである。これまでの長きにわたり行われてきた休憩中の自由な発言により、例えば膠着した状態を解消したり、あるいは、堂々巡りの状況から脱却できたことも少なくなかったのではないかと感じているとのことである。しかしながら、今後は、そういう手法が失われてしまうことにもなりかねず、果たして大和市議会の歴史として、それは望ましいことなのか、委員長として首をかしげざるを得ないとのことである。ぜひ、委員の皆様にも、今後も見据えていただいた上で、丁寧にお考えいただきたい極めて重要な案件であると委員長として感じているとのことである。

【福本委員長】 内容は説明させたとおりである。委員長から当該議員へお願いしたいのは、先ほどと同様に本件についても御自身で発言取消しを申し出ただけでないかということである。それにより、今後も本市議会において、従来と変わらず、休憩中の自由な発言を確保させていただきたいと、委員長として考えるものだが、委員の皆様はどのようにお考えか。

【石田委員】 私が当事者である。休憩中の発言を引用したということだが、私が引用したことは、休憩中の発言に対して言ったという認識はなく、審議中に、関係がない、ということと言われた。理事者側が議会の委員会の審査に対して当てられてもいないのに、不規則発言で関係ないということ言うのはいかがなものかと思うところがあった。しかし、音声で確認できないということである。これには理由があり、不規則発言であるから、マイクに向かって関係ないと言っているわけではない。私としては鮮明に記憶をしている。また音声に関しても、内容は聞き取れないが、委員長が私に対して予算の審査と言っている合間に、女性の声と思われるものは何らか聞こえてくる状況があり、あの場にいた女性の方というのはかなり限定されるというところからも分かっていたいただきたい。しかし、本件に関しては、水かけ論になっていくと思う。公的な記録において、不規則発言であるから確認ができないと、そういうものに関してここで議論を繰り返しても、答えがずっと出ないと思う。しかも下手をすると私だけの問題ではなくて、暫時休憩中の発言は私も重要な時間だと思っているので、発言取消しをすることで丸く収まるのであれば、それに応じる用意はある。

【堀口委員】 委員長は音声を聞かれたということだったが、実際にその場にいた委員から何か話は聞きとっているのか。

【福本委員長】 そのときのことは聞いたが、細かくは聞いていない。ただ、私は音声を確認しており、そういった発言を聞き取ることはできなかった。

【井上委員】 私はその委員会に委員外議員として現場にいた。記憶している範囲では、石田委員が休憩後に発言をしたことは記憶してる。そのときに青木委員が古木委員長に何かを言っており、それから古木委員長が石田委員に議題外ですという発言をしたと記憶している。その中で休憩後に、副市長がそういうふうにしたというのは私の記憶にはなく、さらに私は音声も確認しているがそういった発言は聞こえなかった。

【堀口委員】 私は現場ではなく、控室で音声のみ聞いていた状態で、暫時休憩に入る前に何か一旦場が止まるような、何か発言があったのだらうと思うように聞こえた。しかしそれは録音に残っていないということであるし、今、石田委員もそこは取り下げると言われたので、それはそれでよいのではないかと思う。ただ市側が、休憩中の発言は記録に残っていない中で、休憩中の発言をあたかも発言したかのようにと断定していることに私は違和感があり、暫時休憩の中で、他の委員も言われてい

たように信頼関係を基にして発言しているし、暫時休憩の間も本音で話していただけていると思うので、こういった貴重な場が失われることがないように信頼関係をお互いに高めていくような努力をしなければいけないと改めて感じた。

【石田委員】 議会の進行は議会の専権事項であるから、それに関して、たとえ休憩中であっても、理事者側が関係ないだとか、そういったことを議会の進行に対して意見を言うてくるということは問題があると私は思う。その線引きはしっかりしていくことは今後重要になってくると思う。

【星野委員】 暫時休憩中に市の職員が議会運営のことについて発言することに何の問題があるのか。

【石田委員】 議会側の専権事項なので、そこに対して行政職員が暫時休憩中であろうがそこに口を挟んでくることは問題であると思う。委員会の審査進行というのは議会の専権事項なので、そこに対して行政側が何か言うてくることは違うと思う。

【星野委員】 これは暫時休憩中の発言のことである。石田委員は人間としての発言の幅を制限するべきだと言っているのか。

【石田委員】 議員が議会の中とかではないところで、行政職員に対して、自分の職務を超えるレベルで過剰な要求をするということはあってはいけない。その線引きはあるべきだと思っている。

【星野委員】 今回の、市側の関係ないという発言は何の問題もない。何が問題なのか。職員の立場で暫時休憩中に何を発言してもよいと思う。

【石田委員】 議会のマターと行政側のマターは分けて、みだりに入ってくることはあってはならないと思う。暫時休憩中といえどもその後にはすぐにまた審査があり、影響を与えることになると思う。補正予算が人件費を議論しているものであるから、どう影響を与えるかに関して、様々な資料を求めたけども出てこなかった状況で問題提起することは、関連性があると私は思っている。全く情報を出していない当事者である行政側が関係ないと発言したことの背景もぜひ加味していただきたい。

【赤嶺委員】 今の議論は、誰か職員が、休憩中に話したことを、委員会が再開したときに、休憩中に職員がこんなことを言っていたと委員に言われたということで批判されているということである。石田委員がおっしゃっていることと、正副議長や正副委員長が確認されたことは同一なのか。

午後 2時00分 休憩

午後 2時03分 再開

【石田委員】 会議録を確認していただければ分かるが、私は休憩中にこういう発言があったという発言はしていない。関係ないという言葉が飛んできたと言っている。それは、休憩中だけではなく、審査中にそういった言葉が飛んできたということを私は現認したからである。しかし、それは不規則発言であるがために音声にしっかり残っていない。確認が取れないという状況下の中で水かけ論をしても非生産的であるし、それを放置すれば暫時休憩中の行政と議会の信頼関係が損なわれるというのは、私がここで我を張るということの正当性が担保できないと考えているので、この部分に関して取消しに応じたいと思う。

【福本委員長】 ただいま石田委員から御意見とともに、発言取消しの申出があった。先ほどの(1)の発言取消しと合わせて取消しを進めていただくとこととしたいがよろしいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それではそのように決定する。

【鳥淵委員】 全体を通しての話である。あえてこの場で私から申し上げておきたい。そもそも、委員外議員の発言は、今、ルール上では委員長が許可を諮り、出席委員の同意を得れば発言が可能となっているが、その申合せについてはもう一度根本的に、各議員はそれぞれの自分の所管の委員会での委員としての発言のみとするべきと検討するべきではないか。

【福本委員長】 意見として承った。以上で本件についての協議を終了させていただく。ただいまの協議内容と結果を後日、改めて委員長から議長に対して報告させていただき、それを受け、議長が市長に文書で回答することとなるので、あらかじめ御承知おき願うとともに、会派所属の議員への周知をお願いしたい。

4 その他

(1) ペーパーレス会議システムにおける表示不具合について

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局次長】 今定例会の環境経済常任委員会において、道路議案書の一部がタブレットで正常に表示されない現象が生じ、同委員会を暫時休憩していただくこととなった。御迷惑をおかけしたことについて、おわび申し上げます。原因と対策について、議事係長から報告する。

【議事係長】 今回、1件の議案撤回が市側からあったことに伴い、議案番号を修正した道路議案書のPDFデータが行政側から提供されたが、この修正されたPDFデータについて、パソコンでは正常に表示されるが、配付しているタブレットでは本来表示されるべきページに、別ページが表示されるという現象が発生した。調査、確認したところ、行政側は、議案書をDocuWorksというソフトを使用し作成しており、今回、議案の撤回に伴い、道路議案書の議案番号が表示されるページのデータを差し替えて、PDFデータを作成したとのことであった。原因について、ペーパーレス会議システムの提供業者に確認したところ、iPadOS側の不具合である可能性が高いことが判明した。具体的には、DocuWorksで作成した資料が、iOSでは正常に表示されない場合があるとのことであり、ペーパーレス会議システム、スマートディスカッションもApple標準のPDF表示機能を利用しているため、同様の現象が発生している状況とのことであった。今後の対策として、スマートディスカッションアプリ内では、解決策がないか、業者が現在調査中とのことなので、このような現象が起き得ることを前提として、スマートディスカッションに格納したPDFファイルが、正常に表示されているか、事前確認を徹底していきたい。なお、今回の道路議案書については、行政側が通常作業で作り直したものに差し替え、現在は正常に表示されている。

【福本委員長】 事務局からの説明について、何かあるか。

【赤嶺委員】 運用から1年間は紙と併用期間ということであるが、様々なことが起きると思う。ノウハウを積み重ねることが一つだと思って、今後様々な対応を行っていただきたいと思う。

【石田委員】 ほかに、使っていて不具合がそれぞれあると思うが、その不具合を集約する体制がないといけないと思う。

【事務局次長】 いろいろなトラブルや使い勝手の問題が出ていと承知している。今御指摘の点については、以前各派代表者会で既に決定いただいている議会DX会議があるが、メンバーが増えてからその後開催にまで至っていないというのが現状である。なるべく早めに開催していただく方向で調整に臨みたい。

【福本委員長】 それでは、本件については以上とする。

(2) 議会運営委員会への協議依頼文及び議会運営委員会協議事項要請書について(資料4、5)

【福本委員長】 石田委員から、本委員会の「その他」で議題に取り上げてもらいたいとして、2件の文書が提出されている。委員の皆さんには初めての提案となるので、まずは、石田委員に提案理由の説明を求める。

【石田委員】 まず資料4について、この間議論になっていた私の各部予算要求に関して、要求したところ、かなわなかった。これに関しては、地方自治法第96条に基づいたものではないかというのが私の考えであるので、それについて御協議をお願いしたいと思っている。次に裏面の、お願いしたい協議事項としては、議決権の実行的な行使に必要な資料提供の在り方の整理、予算要求査定段階の情報提供ルール明確化、情報公開条例と議決権に基づく議員調査の区別の明確化、議案提出時の説明資料の標準化、議会として各部予算要求書を要求、今回の一律非公開判断の検証ということで考えている。続いて資料5である。こちら本委員会の協議事項の要請書ということで、問題提起であるが、前市長のパワハラの問題で公共工事の問題を扱うにあたって、市議会から、議案の資料の提供に関して分かりやすく詳細なものを出してほしいと要求した。それを受けて市側も議会と協議をし、なるべく検討していくという方向性を示していただいている状況であるが、その議会と協議していくところについて、この要望書が出されてからの1年間、見えづらい状況があると私は思う。その部分に関して、分かりやすい資料の提出をしていただくように努めていただきたいと思っている。具体的なやり方としては、個別の議案ごとに行政任せでやるのではなく、議会としてこういった資料を出してくださいという標準の様式を出すべきではないかと思う。2枚目に書いてあるが、標準の様式を示してある。標準を示して、議会から、こういう形でどうかと提案していくのはどうかと思っている。

【福本委員長】 本件は、本日、初めて提案されたものであるもので、一度各会派に持ち帰っていただき、次回12月17日の本委員会において協議したいが、本日、この提案内容について、確認しておきたい事項等はあるか。

【河端副委員長】 判例という話があったが、それはいつまでに石田委員から各会派に対して示していただけるのか。

【石田委員】 私が探している昭和50年代のものが、まだ見つかっていないので、見つけ次第示したいと思う。

【河端副委員長】 あえてこの場で提案され、各会派で協議していただきたいということであるならば、その判例の話は自分からしていたのだから、しっかりそれも併せてここで提案するのが一番よいやり方だと私は思う。

【赤嶺委員】 本日の本委員会に諮った理由はあるのか。

【石田委員】 今定例会では11月18日に資料が示され、議案を審議していく上で、圧倒的に資料が足りないと思った。これは深刻だと捉えて、今回まとめさせていただいた。

【赤嶺委員】 先ほどの日程の協議をした後に、この持ち帰りをするのは、流れとしてふさわしいのかと引っかかるものがありお伺いした。

【星野委員】 先ほど副委員長から指摘があったように、石田委員が判例の話をしたにも関わらず、その資料がこの場に示されることもなく、さらにそれがいつ各会派に示されるかも分からないのに、次回話し合ってくれと言われても無理なのでやめていただきたい。せめて最低限の資料を全部揃そろえていただかないと困る。あと、今、赤嶺委員からあったように、なぜこのタイミングなのかというのがある。本件は先ほどから言われているとおり、法的に定めがある事柄について出してほ

しいという話ではない。議会と行政との信頼関係の下に成り立つ話という前提がある中で、信頼関係を基にどこまでできるかは今後に話し合うことと思う。できたら議長や委員長には、ある程度、ここまでだったら市は出す用意があるとかを少し聞いていただければよいと思う。行政側が実際どこまで資料を持っているかも分からないし、全部あるのかも分からない。ないものを作れとなれば特に時間がかかってしまうと思う。

【石田委員】 判例がないと、このことに関して判断が難しいと思っている委員が複数いると思慮した。3月定例会までに私が資料を間に合わせるといことなのであれば間違いはないと思う。

【福本委員長】 ただいま石田委員から話があった。様々な資料を整えてから、もう一度諮り直したいということではどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それではそのようにさせていただきます。

(3) その他

【福本委員長】 その他について、皆さんから、何かあるか。

午後 2時25分 休憩

午後 2時30分 再開

【吉田委員】 こども教育常任委員会の中で、私が示してほしいと言っていた資料があったが、委員長と当日の朝渡すと約束をしていたので示されなかったという情報があった。当日渡されても判断に困るところもあるので、事前に分かっている情報に関しては速やかに情報提供していただきたいと思う。

【福本委員長】 ただいま吉田委員から、意見が出されたが、そのとおりと思うので、本委員会の委員長の立場で、各常任委員会の委員長に対して、得られた資料があるのであれば、速やかに各委員に提供するように申し伝えたいと思う。

午後 2時31分 休憩

午後 2時40分 再開

【堀口委員】 一般質問の通告後の市側とのヒアリングのやり取りの中で、最近昼休みに市側から電話をいただくことが増えてきていると思う。議員もだが、職員も、昼休みはきちんと休んでいただきたいと思うので、その点は申入れできれば、お互いによい方向で検討できればと思う。

午後 2時41分 休憩

午後 2時42分 再開

【福本委員長】 ただいま堀口委員から御意見いただいた。ただ詳細を詰めなくてはいけない内容かと思うので、堀口委員におかれては、次の本委員会までに、案を出していただければと思う。

ほかになければ、これで閉会する。

午後 2時43分 閉会